

議案第19号

小田原市市民ホール整備基金条例を廃止する条例

小田原市市民ホール整備基金条例（平成29年小田原市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月16日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

小田原市民ホールの完成に伴い、小田原市市民ホール整備基金を廃止するため提案するものであります。